

第 6591 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 25日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続財産を譲渡した場合

Q : 相続財産を譲渡した場合に税金が安くなる特例があるとか。どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

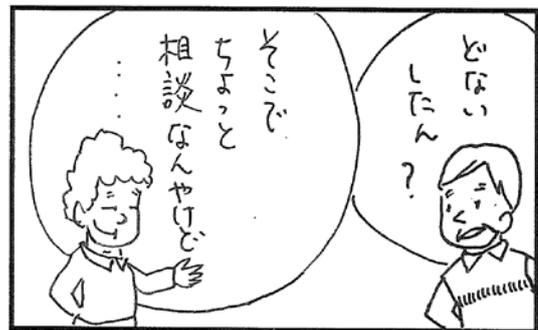
お尋ねの特例は、「相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例」といいます。

この特例は、相続又は遺贈により財産を取得した個人で相続税を納めた者に適用があるもので、その相続開始の日の翌日からその相続に係る申告書の提出期限の翌日後3年を経過する日までの間に相続財産を譲渡した場合には、その譲渡資産の取得費に次の金額を加算した金額を譲渡資産の取得費とするものです。

ただし、ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益(土地、建物、株式などを売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します)の金額を超える場合は、その譲渡益相当額となります。

なお、この計算は、譲渡した財産ごとに計算します。

その者の相続税額×その者の相続税の課税価格の計算の基礎となった譲渡資産の価額÷(その者の相続税の課税価格+その者の債務控除額) = 取得費に加算する相続税額



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】